

## 【貿易実務アドバンストマニュアル&lt;第3版&gt;】1刷

本テキストにつき、改正による修正箇所がございます。お手数お掛けしますがご訂正願います。

該当箇所	旧	新
P.47 下から3行目	1kg 当たり SDR19 が～	1kg 当たり <b>SDR22</b> が限度となります(2021年1月現在)
P.47 下から1行目	2020年1月現在、 SDR1.00≒¥152.41	<b>2021年1月</b> 現在、SDR1.00≒ <b>¥148.83</b>
P.52	SDR19	<p style="text-align: center;"><b>SDR22</b></p> <p>(例) 申告価格が JPY875,000、実重量 89.8kgs の～～求め方。 SDR1.00 ≒ <b>¥148.83</b> を適用(p47 参照)          運送人の責任限度 <b>SDR 22</b> = JPY<b>3,274</b>(TACT Rules78)          通常の運送責任限度 89.8kgs × JPY<b>3,274</b> = JPY<b>294,005</b>・・・①          運送申告価格 JPY875,000・・・②          この貨物は 1kg 当たり <b>SDR22.00</b> を超えているので、          超過額の従価料金 0.75%が掛かる。          超過分 ②－① = JPY<b>580,995</b>          従価料金 JPY<b>580,995</b> × 0.75% = JPY<b>4,357.462</b>... ⇒          JPY<b>4,357</b>(四捨五入の単位 JPY 1円)</p>
P.247⑩	SDR19 を超える場合 ～	<b>SDR22</b> を超える場合～

以上